

2023年12月25日 全8頁

2024年度税制改正大綱解説

定額減税は経済対策としては疑問だが、インフレ調整策としては有効

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 自由民主党・公明党は2023年12月14日に、2024年度の税制改正大綱を公表した。1998年以来26年ぶりに行うとされた定額減税（定額の税額控除）は、経済対策として実施することには疑問が多い。一方、インフレが進む中で、低所得世帯の税負担を抑えつつ中位以上の世帯の所得税の累進構造を回復させるためには、インフレ調整として税額控除を導入し、控除額を引き上げていくという方法も有効である。
- 高校生分の扶養控除については、民主党による税制改正が行われる前の2010年度改正前の税制を基準とし、共通分（所得税38万円・住民税33万円）の所得控除額を児童手当に置き換えることで中学生以下と統一させ、高校生への上乗せ分（所得税25万円・住民税12万円）を復元させる方針を示した。実施されれば、現行制度比では世帯年収にかかわらず手取りがプラスとなり、2010年度改正前比でも夫婦のうち多い方の年収が1,210万円程度までの世帯で手取りがプラスとなる。
- 法人税では、イノベーションボックス税制が導入され、企業が新たに取得する知的財産権から得るロイヤリティや譲渡収入に30%の所得控除が認められる。また、戦略分野国内生産促進税制が導入され、半導体や電気自動車などの戦略分野につき、国の認定を受けた計画に基づき国内生産する場合、生産量に応じた税額控除が認められる。これらは、企業の予見可能性に配慮し、長期の措置となった。
- 防衛財源確保のための増税実施時期は今回も決定することができず、（児童手当との相殺前の）税単体では負担増となる高校生の扶養控除の見直しも方針を示すのみで最終決定はできなかった。財政規律に課題を残す税制改正となった。

[目次]

1. 税制改正のスケジュールと主な改正項目一覧
2. 定額減税の実施
3. 扶養控除の整理
4. 投資減税の実施
5. 防衛増税の実施時期決定の先送り

1. 税制改正のスケジュールと主な改正項目一覧

自由民主党・公明党は、2023年12月14日、「令和6年度税制改正大綱」（以下、大綱とし、本レポート中、年号表記は西暦で統一する）を公表し、2024年度税制改正の大枠が固まった。2024年の通常国会にて、大綱をもとに作成された税制改正法案が国会に提出され、当該改正法成立をもって制度改正が行われる見込みである。

大綱に示された主な改正項目一覧は次の図表1の通りである。

図表1 大綱に示された主な改正項目一覧

項目	内容	実施時期	
防衛財源	2023年度税制改正大綱で方針を定めた、防衛財源の確保のための所得税・法人税・たばこ税の増税実施の方針は引き続き維持する。	未定 (2027年度に向けて段階的に実施する方針)	
個人所得課税	定額減税	2024年において、納税者本人および扶養親族1人につき4万円（所得税3万円・住民税1万円）の税額控除を行う（ただし、合計所得金額1,805万円超の者は対象外）。税額控除しきれない者や非課税世帯には別途給付を行う。	2024年分の所得税・2024年度分の住民税につき、2024年6月から実施
	扶養控除	高校生への児童手当支給実施に伴い、高校生年齢に相当する扶養控除を、所得税38万円→25万円、住民税33万円→12万円に縮小する。	2026年分の所得税・2027年度分の住民税から実施の方針 (2025年度税制改正で結論を得る)
	ひとり親控除	控除額を所得税35万円→38万円、住民税30万円→33万円に拡大する。控除対象となる納税者本人の合計所得金額の上限を500万円→1,000万円に引き上げる。	2025年度税制改正で結論を得る
	住宅ローン控除	2024年の入居分から、控除対象となる住宅ローン限度額を縮減予定であったが、子育て世帯および40歳未満の夫婦世帯に限り2024年の入居分も住宅ローン限度額を維持する。	2024年入居分の住宅ローン控除につき実施
	生命保険料控除	一般生命保険料の所得税の控除限度額につき、子育て世帯に限り、4万円→6万円に引き上げる。一般・介護医療・個人年金を合わせた合計控除限度額は現行の12万円を維持する。一時払い生命保険につき生命保険料控除の適用を除外する。	未定 (2025年度税制改正で結論を得る)
	ストックオプション	税制適格ストックオプションの権利行使価格の年間上限を、設立5年未満の企業は2,400万円、設立5~20年かつ「未上場または上場後5年未満」の企業は3,600万円に引き上げる。	記載なし (2024年4月1日実施が想定される)
法人関連	賃上げ税制	女性活躍・子育て支援に取り組む企業に税額控除率を5%上乘せし、最大控除率を大企業30%→35%、中小企業40%→45%に引き上げる。大企業は賃上げ率の要件を厳格化する。中小企業には繰越控除を認める。	2024年4月1日以後開始事業年度から3年間実施
	外形標準課税	資本金1億円超の企業が新たに減資により資本金1億円以下となった場合も、「資本金+資本剰余金」が10億円超であれば引き続き外形標準課税の対象とする。	2025年4月1日以後開始事業年度から実施 (経過措置あり)
	知的財産権	イノベーションボックス税制を新設。企業が2024年4月1日以後開始年度以後に研究開発を行って得た特許権やAIを活用した著作権のロイヤリティや譲渡による所得に対し30%の所得控除を認める。	2025年4月1日以後開始事業年度から7年間実施
	戦略分野国内生産	戦略分野国内生産促進税制を創設。半導体・電気自動車などの戦略分野につき、国の認定を受けた計画に基づき国内生産を行う場合、計画認定後10年間、生産量に応じた税額控除を受けることができる。	改正産業競争力強化法の施行日から実施 (2024年夏ごろが想定される)
	交際費課税	接待目的の飲食費につき、一律に損金算入できる金額の上限を、1人あたり5,000円→1万円に引き上げる。	2024年4月1日から実施
	事業承継税制	2024年3月31日までとなっている特例承継計画の提出期限を2年延長する。	2026年3月31日までに2年延長

(出所) 自由民主党・公明党「令和6年度税制改正大綱」、「令和5年度税制改正大綱」をもとに大和総研作成

2. 定額減税の実施

経済対策としては疑問が多い施策

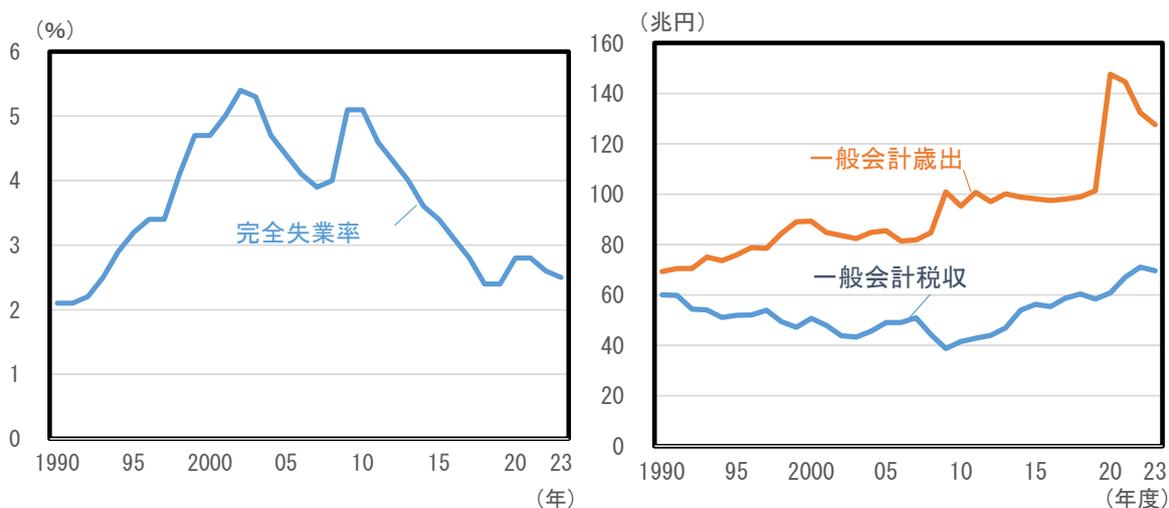
2023年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「過去2年間で所得税・個人住民税の税収が3.5兆円増加する中で、国民負担率の高止まりが続いてきたことも踏まえ、この税収増を納税者である国民に分かりやすく『税』の形で直接還元することとし、令和6年度税制改正として本年末に成案を得て、3兆円台半ばの規模で所得税・個人住民税の定額減税を実施する」としていた。

大綱では、「デフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年の所得税・個人住民税の定額減税を実施し、賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭と好循環の実現につなげていく」(p.3)とした。

具体的には、納税者および配偶者を含む扶養親族1人あたり4万円（所得税3万円、個人住民税1万円）の税額控除を行うとした。非課税世帯には、1世帯あたり10万円（18歳未満の子1人につき1人5万円の加算）の給付金、課税世帯のうち税額が税額控除額に満たない「はざまの世帯」には、1万円単位に切り上げて、差額分の給付金が支給されることとなった。

定額減税の実施は1998年以来、26年ぶりとなる。1998年の定額減税は、1997年7月から始まったアジア通貨危機を契機に急速に国内景気が悪化する中で行われた。当時と比較すると、現在の完全失業率の水準は低く、不況にはあたらない（図表2左）。税収は近年増加傾向にあるものの、コロナ禍で大幅拡大した歳出には程遠く、税収を「還元」する余地があるとも言い難い（図表2右）。これらを踏まえると、今般の定額減税は、経済対策として実施することに疑問が多い施策である。

図表2 完全失業率（左）と、一般会計歳出・税収（右）の推移



(注) 完全失業率の2023年は10月の季節調整値（他は年平均）、一般会計歳出・一般会計税収の2023年度は補正後予算（他は決算）による。

(出所) 総務省「労働力調査」、財務省「財政統計」等をもとに大和総研作成

インフレ調整としての税額控除に注目

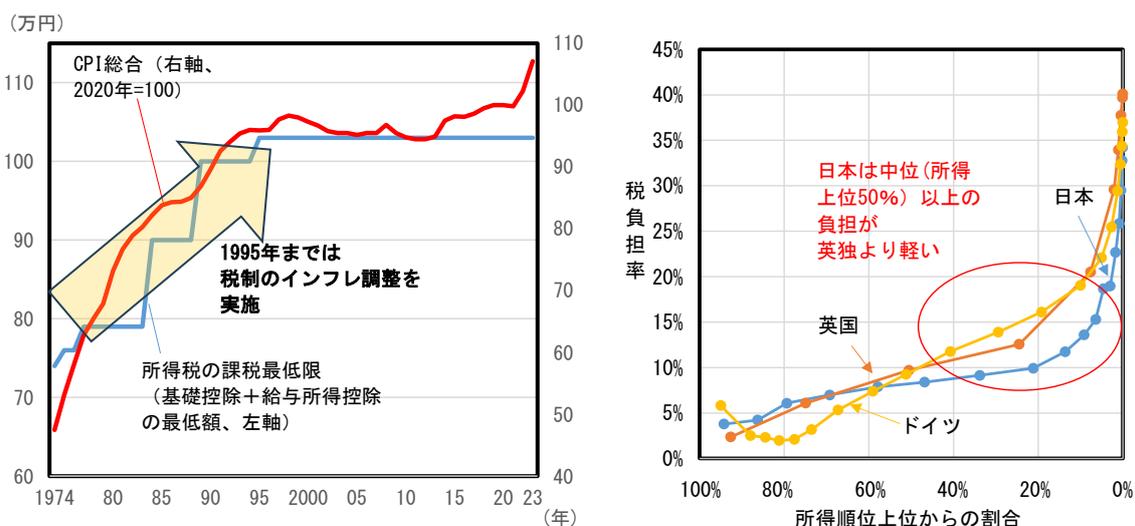
近年の税収の増加はインフレによりもたらされた面もある。所得税の課税最低限やブラケット（各税率が適用される年間所得の金額）は名目の金額で固定されているため、物価と賃金が同率で上昇した場合、所得税額はそれ以上の比率で増える。この現象を、ブラケット・クリープと呼ぶ。

日本はこれまで、ブラケット・クリープに対応するため、物価がある程度上昇する度に、所得控除の引き上げにより課税最低限を引き上げてきた（図表3左）。最後のインフレ調整が行われたのは1995年で、その後、長らくデフレの時代が続いたため、課税最低限は据え置かれてきた。だが、近年の急ピッチな物価上昇により、1995年からの累積の物価（CPI総合指数）上昇率は2022年時点で6.7%、2023年10月時点で11.7%に達している。

日本も再びインフレ調整を行うために、各種所得控除額を引き上げることも考えられるが、所得控除額を単純に引き上げると、高い税率が適用される高所得世帯ほど税額を多く減らすこととなる。日本の所得税は、英独などと比べて、中位（所得上位50%）以上の負担が軽い特徴を持っており（図表3右）、現在、所得税の累進構造を回復させる改革の途上にある。

インフレが進む中で、低所得世帯の税負担を抑えつつ中位以上の世帯の所得税の累進構造を回復させるためには、インフレ調整として税額控除を導入し、控除額を引き上げていくという方法が有効と考えられる。大綱では、「今後、賃金、物価等の状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の家計支援の措置を検討する」（pp. 3-4）としており、2025年以後の定額減税実施にも含みを持たせている。税額控除の規模は2024年より抑えることになるだろうが、2025年度税制改正では、インフレ調整としての定額減税（税額控除）の導入が焦点となるものと考えられる。

図表3 日本の所得税の物価調整の経緯（左）と日英独の所得順位別税負担率の比較（右）



（注）左図のCPI総合の2023年は2023年10月の値。右図の所得順位別税負担率は所得税と個人住民税の計。日本は2019年、英独は2017年の統計。左図の詳細は、是枝俊悟・斎藤航・渡辺泰正「[金融所得課税を含む所得税の垂直的公平性の国際比較](#)」（大和総研レポート、2022年3月31日）参照。

（出所）法令、および各国税務統計をもとに大和総研作成

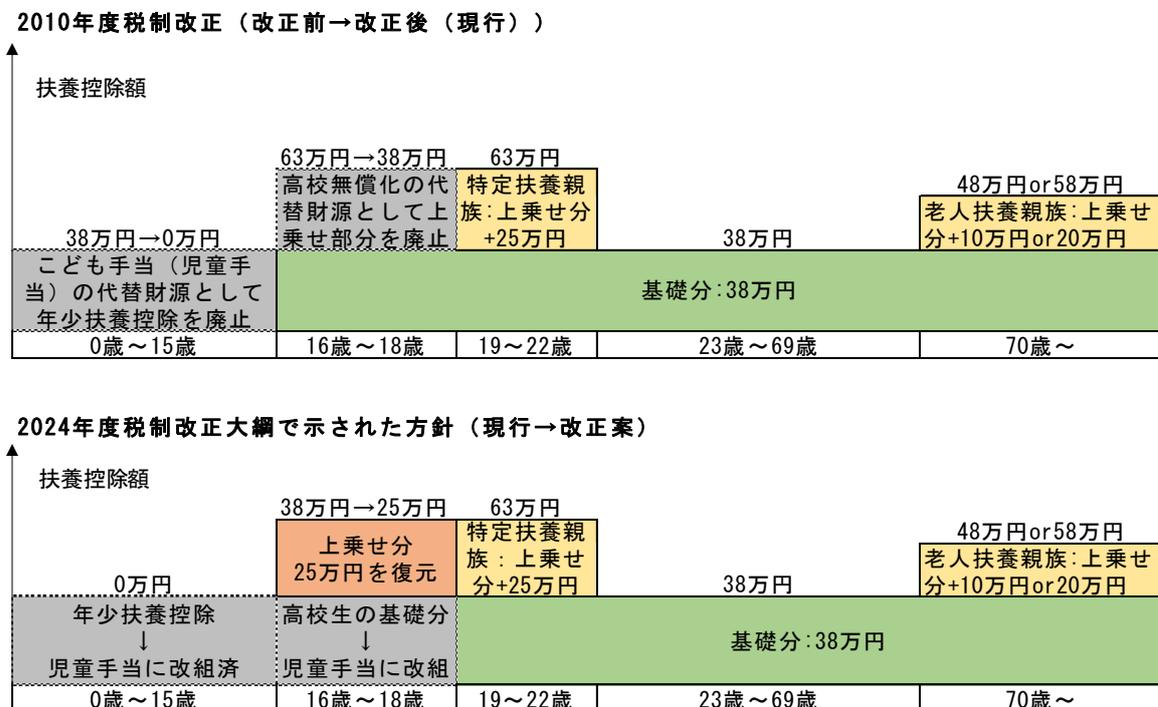
3. 扶養控除の整理

大綱における整理

2023年6月13日に閣議決定された「子ども未来戦略方針」にて、「児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する」ことを決定した。ただし、「その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する」ことが課題となっていた。

大綱の改正方針につき、2010年度税制改正の経緯も含め図示すると次の図表4のようになる。

図表4 扶養控除の改正経緯（2010年度税制改正と2024年度税制改正大綱による方針）



（注）所得税の扶養控除の金額である。

（出所）法令、大綱をもとに大和総研作成

民主党政権時代の2010年度税制改正にて、15歳以下の年少扶養控除（所得税38万円）は、所得制限なしのこども手当の代替財源として廃止された。その後、自公政権に代わりこども手当は児童手当に変わり所得制限も設けられたが、引き続き年少扶養控除は児童手当に改組済と位置付けられている¹。

高校生の年齢に相当する16歳～18歳の扶養控除については、2010年度税制改正にて所得制限のない高校無償化の代替財源として、上乗せ分（所得税25万円）が廃止され、基礎分（所得税38万円）が残された。自公政権に代わり高校無償化に所得制限が設けられた後も、扶養控除

¹ 民主党政権時のこども手当を含む児童手当の改正経緯は、是枝俊悟「[新旧児童手当、子ども手当と税制改正のQ&A](#)」（2012年5月14日、大和総研レポート）を参照。

額は基礎分のみが維持されている。

2024 年度税制改正大綱では、まず、中学生以下の年齢につき扶養控除の基礎分を児童手当に置き換えた経緯を踏まえ、16～18 歳の扶養控除の基礎分（所得税 38 万円）を廃止することとした。しかし、それだけだと、高所得世帯では児童手当の増加分を合わせても手取りが減少するケースが生じる。そこで、高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分を復元させることによって、「高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す」(p.24) こととした。

扶養控除による税額軽減、高校無償化、児童手当を合わせた高校生に対する子育て支援の総額につき、2010 年度改正前、現行、改正案を比較すると次の図表 5 の通りとなる。

図表 5 高校生に対する子育て支援の総額の比較（年額、単位：万円）

所得税の限界税率		5%	10%	20%	23%	33%	40%	45%	
年収のめやす	片働き世帯 (世帯年収)	～655万円	655万円 ～836万円	836万円 ～1,210万円	1,210万円 ～1,409万円	1,409万円 ～2,321万円	2,321万円 ～4,473万円	4,473万円～	
	共働き世帯 (夫婦のうち多い方の年収)	～597万円	597万円 ～786万円	786万円 ～1,210万円					
高校無償化の扱い		所得制限内(世帯年収910万円程度以内)			所得制限適用(世帯年収910万円程度超)				
2010年度改正前	所得税	3.2	6.3	12.6	12.6	14.5	20.8	25.2	28.4
	住民税	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	計	7.7	10.8	17.1	17.1	19.0	25.3	29.7	32.9
現行	所得税	1.9	3.8	7.6	7.6	8.7	12.5	15.2	17.1
	住民税	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
	高校無償化	11.9	11.9	11.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	17.1	19.0	22.8	10.9	12.0	15.8	18.5	20.4
改正案	所得税	1.3	2.5	5.0	5.0	5.8	8.3	10.0	11.3
	住民税	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	高校無償化	11.9	11.9	11.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童手当	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
	計	26.3	27.6	30.1	18.2	19.0	21.5	23.2	24.5
現行→改正案の差額		+9.3	+8.6	+7.3	+7.3	+6.9	+5.6	+4.7	+4.1
2010年度改正前→改正案の差額		+18.7	+16.8	+13.0	+1.1	0.0	-3.8	-6.5	-8.4

(注) 高校無償化は公立高校の場合の金額とした。年収のめやすは、財務省「所得税の税率構造」をもとに子どもが高校生1人と大学生1人の場合とした。復興特別所得税は考慮しない。表示単位未満四捨五入。

(出所) 法令等、財務省資料、大綱をもとに大和総研作成

現行と改正案を比較すると、年収が低い世帯ほど子育て支援の総額（手取り）の増加額が多くなり、所得税の最高税率45%が適用される世帯でも現行比で年4.1万円の増加となった。

2010 年度改正前と比較しても、年収が低い世帯ほど手取りの増加額が多くなる構造は変わらない。限界税率20%までの世帯（夫婦のうち多い方の年収が1,210万円程度まで）であれば、高校無償化の所得制限を考慮してもなお、2010 年度改正前より手取りは増加する。限界税率23%の世帯（夫婦のうち多い方の年収が1,210万円～1,409万円程度）においては2010 年度改正前と同額となった。限界税率33%以上（夫婦のうち多い方の年収が1,409万円程度以上）の世帯では2010 年度改正前より手取りが減少することとなった。

最終決定は 2025 年度税制改正に持ち越し

大綱では、扶養控除の見直しについて方針を示すのみに留め、「令和 7 年度税制改正において、これらの状況等（筆者注：所得金額等の変動により社会保障制度等での不利益が生じないようにすること）を確認することを前提に、令和 6 年 10 月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和 8 年分以降の所得税と令和 9 年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る」とした。すなわち、2024 年の通常国会での法改正は行わないこととし、2025 年度税制改正で再度検討を行い、方針変更を行う余地を残している。

4. 投資減税の実施

大綱では、大規模な投資減税として、イノベーションボックス税制と戦略分野国内生産促進税制を創設するとした。

イノベーションボックス税制とは、企業が国内で自ら研究開発を行って得た特許権または AI 分野のソフトウェアに係る著作権について、これらの国内への譲渡または国内外からのロイヤリティによる所得につき、30%の所得控除を認める制度である。

戦略分野国内生産促進税制は、半導体、電気自動車などの戦略分野において、国の認定を受けた計画に基づき国内生産を行う場合に、生産・販売量に比例して法人税額を控除する制度である。

法人向けの投資減税制度は、当初の実施期間を 2 年または 3 年とすることが多かったが、今回は 7 年または 10 年という長期の措置となった。企業からは、投資減税につき「措置期間を長くすることで、企業の投資計画の時間軸に合致させ、予見可能性を高める」こと²が求められており、この点に応えた内容となった（図表 6 参照）。

図表 6 近年の主な投資減税の実施期間

制度 創設年度	制度名	当初の 実施期間	その後の制度実施期間
2014	生産性向上設備投資促進税制	3年	当初通り2016年度末に廃止
2017	地域未来投資促進税制	2年	延長され2024年度末まで実施中
2018	IoT税制	3年	2019年度末に前倒し廃止(注1)
2020	5G導入促進税制	2年	延長され2024年度末まで実施中
2021	DX投資促進税制	2年	延長され2024年度末まで実施中
2021	CN投資促進税制	3年	現行法：2023年度末まで 大綱：2025年度末まで延長
2024(案)	イノベーションボックス税制	7年	
2024(案)	戦略分野国内生産促進税制	10年(注2)	

(注 1) 制度の前倒し廃止前までに計画認定を受けた企業は、予定通り 3 年間の減税適用ができた。

(注 2) 計画認定期間は 2026 年度末までの 3 年間。計画認可後は 10 年間の制度適用が可能。

(出所) 法令、大綱をもとに大和総研作成

² 一般社団法人 日本経済団体連合会「令和 6 年度税制改正に関する提言」（2023 年 9 月 12 日）

5. 防衛増税の実施時期決定の先送り

2023 年度税制改正大綱では、防衛力強化のための財源につき、「税制部分については、令和 9 年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和 9 年度において、1 兆円強を確保する」として、以下の増税を実施する方針を掲げていた。

- ① 法人税：年 500 万円を超える法人税額に対し 4～4.5%の新たな付加税を課す
- ② 所得税：復興特別所得税の税率のうち 1%分を新たな付加税に置き換える
(復興財源は、復興特別所得税の課税期間を延長することで確保する)
- ③ たばこ税：1 本 3 円相当の引き上げを段階的に実施する

もともと、施行時期は、2023 年度税制改正大綱では「令和 6 年以降の適切な時期」とし、具体的な実施時期は定めず、2023 年度の改正税法にもこれらの内容は織り込まれなかった。

2024 年度税制改正では、これらの防衛増税の実施時期が決定されるか注目されたが、防衛増税を実施する方針は維持されたものの、具体的な時期は定められず、最終決定には至らなかった。

なお、2024 年度税制改正では、(児童手当との相殺前の) 税単体では負担増となる高校生の扶養控除の見直しについても方針を示すのみで、最終決定はできず、財政規律に課題を残す税制改正となった。

【以上】